

成田市営繕工事週休2日制適用工事試行実施要領

令和5年12月8日

成田市総務部契約検査課

(目的)

第1条 本実施要領は、成田市の発注する営繕工事における週休2日の取組みにおいて、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 適用工事

営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組みを行う工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完成までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

(4) 現場閉所

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等を除く。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(7) 現場完成日

現場作業が完成し、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(発注方式)

第3条 試行対象工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型（以下「発注者指定型」という。）とする。

(適用工事)

第4条 適用工事は、本市が発注する工事のうち、次の各号に該当するものを除いた中から選定する。

- (1) 緊急工事
- (2) 災害復旧工事
- (3) 作業日に関して特別な制約がある工事
- (4) その他、1ヵ月未満で完了するなど週休2日の取組みに適さない工事や特別な事情等で週休2日の取組みが困難な工事

(対象工事である旨等の明示)

第5条 本市が一般競争入札で発注する営繕工事において、対象工事である旨等の明示は、特記仕様書に、別記1の記載例を参考に記入するものとする。

(積算方法等)

第6条 当初の予定価格において、4週8休達成を前提として補正係数（1.05）により労務費（工事の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算するものとする。ただし、対象期間中の取組状況を確認し、週休2日に達していない場合は、請負金額のうち当該補正分を減額するものとする。

(現場閉所及び現場休息の確認方法)

第7条 現場着手前は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 監督職員は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間など、対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで上記（1）の「実施工程表」を作成し、監督職員

に提出するものとする。

2 工事着手後は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者との間で調整を行う。
- (2) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。
- (3) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- (4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、チェックリスト（別紙）を監督職員に提出する。なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所・休日の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所・休日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象期間に含まない期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合であって、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) この要領に基づき週休2日制に取り組む工事の受注者は、対象期間中、その旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に明示するものとする（別記2）。
- (7) 新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（国土交通省）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。
- (8) 改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

(工事成績評定)

第8条 週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議により定めることとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記 1

1. 【特記仕様書における記載例】

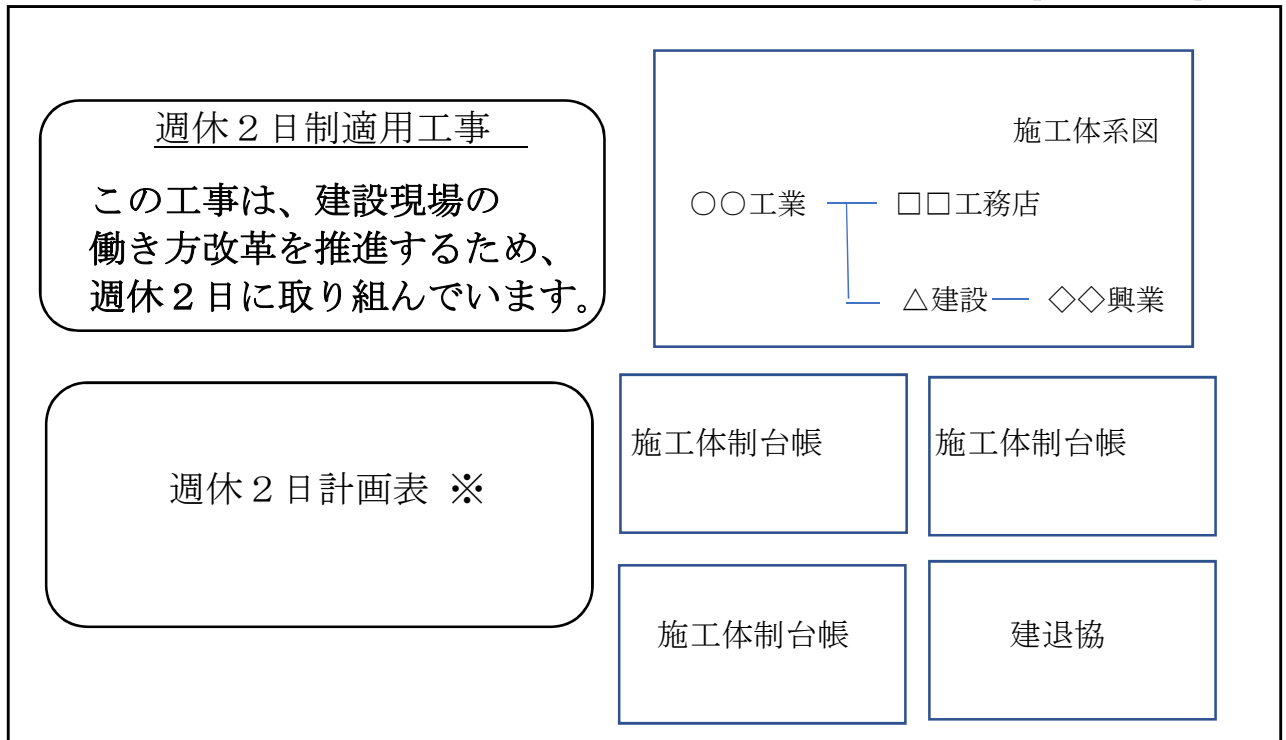
(発注者指定方式の場合)

1. 本工事は、週休2日制適用工事（発注者指定型）である。
2. 受注者は、原則として週休2日制で施工することとし、契約後、速やかに現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を監督職員へ提出すること。
3. 週休2日制の実施にあたっては、「成田市営繕工事週休2日制適用工事試行実施要領」に基づき行うこと。

別記 2

週休2日制適用工事取組の明示例

【工事掲示板】



※ 週休2日計画表：工事関係者や公衆が見て分かりやすい週休2日の計画表などを張り付ける。(A3サイズ相当)